

真の地方分権改革の推進について

平成18年6月7日
地方六団体

1 さらなる“国から地方へ”の改革の推進について

“国から地方へ”の改革に終わりはなく、平成19年度以降もさらなる地方分権改革を行う必要がある。

政府におかれては、地方の意見を十分聴きながら、改革の流れが止まることのないよう、真の地方分権改革の実現に向けて取り組まれない。

2 地方分権の推進に関する意見書について

地方六団体は、分権型社会のビジョンとして7つの提言をまとめ、これを地方自治法に基づき、本日、内閣と国会に対し意見書として提出した。

意見書の主な柱は、次のとおり。

- (1) 地方分権の理念を国民・国会と広く共有する「新地方分権推進法」を制定すること。
- (2) 「国と地方の協議の場」の法定化により「(仮)地方行財政会議」を設置すること。
- (3) 地方が担う事務と責任に見合う国と地方の税源配分とし、地方税の充実強化により地方の自立を図ること。
- (4) 地方交付税が、地方の固有財源であることを明確にするため、「地方共有税」とすること。
- (5) 地方の改革案を実現し、国庫補助負担金の総件数を半減（一般財源化）すること。

以上のような改革は、一体的に行わないと真の地方分権改革は達成できない。改革をパッケージとして実施すべきである。

3 歳出・歳入一体改革について

地方の歳出の大半は、国が法令等によりその実施を義務付けたり、配置基準を設定しているもの、あるいは国庫補助負担金に伴い支出するものである。さらなる歳出削減を進める場合は、国による関与、義務付けの廃止・縮小、国庫補助負担金の廃止、国と地方の二重行政の排除などを推進し、国・地方が一体となって削減努力を行っていくべきである。

これまでも地方は、国を上回るペースで大幅な歳出削減を行ってきており、引き続き、今後も行財政改革に不退転の決意で取り組んでいく覚悟である。

人件費についても、今後も国の目標を上回る定数削減を行っていくほか、給与構造改革などに取り組んでいく。人件費の削減は、国と地方のバランスを取りながら進めていくべきである。

このような地方の行財政改革による成果は、地方交付税の削減という形で国の財政再建に利用するのではなく、それぞれの地方力を活かした地域再生のために使えるようにすべきである。

4 公営企業金融公庫改革について

公営企業金融公庫の廃止後については、“国から地方へ”の流れに沿って、地方自らが主体となる全国ベースの共同法人を設立し、個々の地方団体の資金調達の補完を自律的に行っていきたい。

そのためにも、地方の利払いを原資とした引当金や地方が拠出した基金は、まさに“地方の共有財産”であり、新たな法的枠組みの整備により地方が設立する法人に引き継ぐべきである。

5 地方意見の骨太方針への反映と「国と地方の協議の場」の再開について

“骨太の方針”の取りまとめに際しては、以上のような地方財政の自立に繋がる改革を盛り込むべきである。

平成19年度以降の真の地方分権改革を進めるため、「国と地方の協議の場」を早期に再開することを求める。